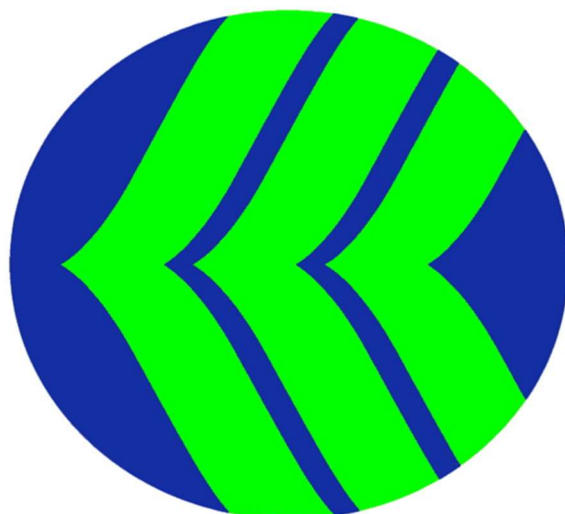


# 久米島町地域防災計画【概要版】



(目次)

1 計画の目的・方針 .....	p1
2 想定する災害.....	p3
3 災害予防計画.....	p4
4 災害応急対策計画.....	p5
5 災害復旧・復興計画.....	p7

令和5年2月

久米島町

# 1 計画の目的・方針

## 1 計画の目的

久米島町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び久米島町防災会議条例第2条の規定に基づき、久米島町防災会議が作成する計画です。

本計画は、久米島町、県、国、防災関係機関、公共的団体及び町民が、町域における防災に関して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に係る一連の対策を定め、総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

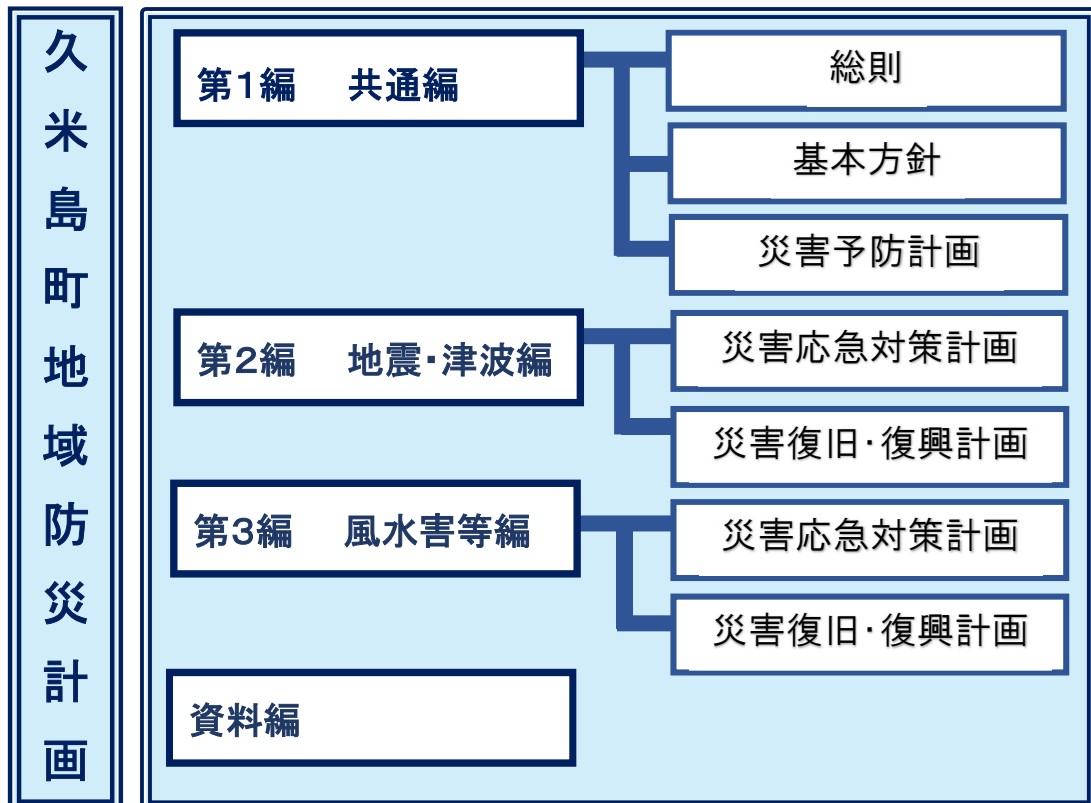


■久米島町地域防災計画の位置付け

## 2 計画の構成

現行の久米島町地域防災計画の課題や沖縄県地域防災計画との整合を考慮し、今回の久米島町地域防災計画改定では、構成を見直しています。

そのため、久米島町地域防災計画は、「第1編 共通編」、「第2編 地震・津波編」、「第3編 風水害等編」、「資料編」の4編で構成しています。

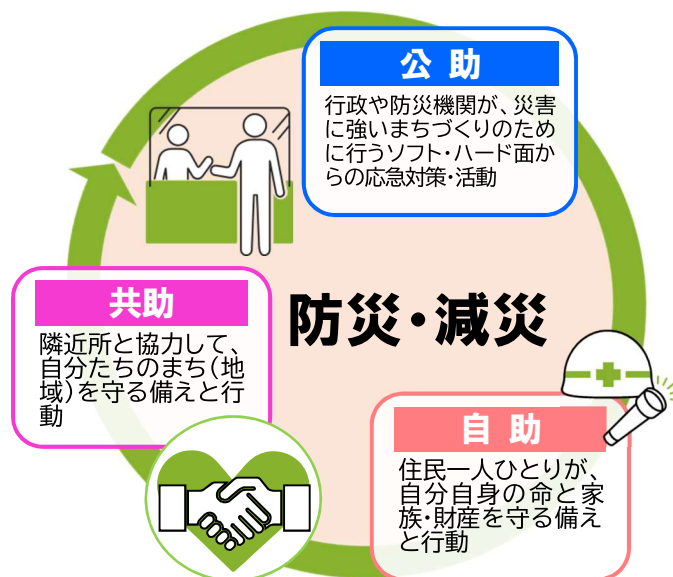


■久米島町地域防災計画の構成

### 3 見直しの方針

本町では、近年の風水害、地震災害などを教訓として、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針に、次の5つの方針に基づき久米島町地域防災計画を改正しています。

また、町民のみなさんが自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「近助・共助」、そして国や市・県などの施策としての「公助」の適切な役割分担による防災協働社会の実現を目指します。



## 久米島町地域防災計画の改定方針

### 方針1: 防災の基本的考え方・基本方針の明確化

防災関係機関等が処理する業務に加え、住民等の責務(自助・共助の考え方)を明確化するとともに、防災に取り組むにあたっての基本的考え方・基本方針を整理する。

また、計画の内容について所管する主体(実施主体)、関係各課、関係機関を整理する。

### 方針2: 情報収集・伝達体制の強化

町民が避難を開始するためには、“避難を促す情報”を得ることが第一に必要であり、多重・多様の情報伝達手段を拡充することを基本とし、5段階の警戒レベル運用や避難勧告・避難指示の一本化等、要配慮者対応、観光危機対応を含めた情報収集・伝達体制を強化する。

### 方針3: 避難支援、避難所運営体制の強化

要配慮者対応や速やかな避難、中長期の避難生活への対応を図ることを基本とし、避難体制を強化する。

### 方針4: 防災知識の普及・啓発及び地域防災力の強化

災害の状況を正しく予測し、行動できるよう平常時から啓発、教育、訓練を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業所等の防災対応能力を強化する。

### 方針5: 各種災害予防・応急対策の推進

国の防災基本計画、沖縄県地域防災計画等との整合を図るとともに、沖縄県の関連諸計画等を反映し、各種予防・応急対策についても推進、強化する。

## 2 想定する災害(共通編)

久米島町地域防災計画は、本町における地形、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本町において発生するおそれがある災害を以下のように想定しています。

### 本町における想定災害

#### 1. 地震津波

- 地震、津波、液状化による建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害
- 地震、津波、液状化による主要施設、公共施設等の倒壊

#### 2. 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低地部等の排水不良による浸水等による災害
- 台風による高潮災害

#### 3. 土砂災害

- 台風に伴う大雨や豪雨、地震によるがけ崩れ・土石流・地すべりによる災害

#### 4. 危険物等災害

- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害

#### 5. 不発弾等

- 「不発弾」の爆発等による災害

#### 6. 海上災害

- 大規模な海難事故
- 油の大量流出事故

#### 7. 航空機事故

- 航空機等による重大な事故

#### 8. 道路事故

- 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故

# 3 災害予防計画(共通編)

災害予防計画は、災害が発生する前の対策を示した計画です。本町では、「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制等の整備」等の視点から各種対策を定めます。

## 1 災害に強いまちづくり

土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図ります。

- 防災対策に係る土地利用の推進
- 都市基盤施設の整備
- 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等
- 建築物・構造物等の対策
- ライフライン施設等の機能の確保
- 危険物施設等の対策
- 不発弾等災害予防
- 気象観測施設・体制の整備

## 2 災害に強い人づくり

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、ボランティア活動の環境整備等の取組により、災害に強い人材の育成を図ります。

- 防災訓練
- 防災知識の普及・啓発
- 自主防災組織の育成
- 企業防災の促進
- 消防力の強化等
- 地区防災計画の普及等

## 3 災害応急対策活動の準備

災害応急対策を災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していきます。

- 初動体制の強化
- 活動体制の確立
- 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
- 防災ボランティアの活動環境の整備
- 要配慮者の安全確保
- 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

## 4 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を町、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立します。

# 4 災害応急対策計画(地震・津波編、風水害等編)

災害応急対策計画は、災害発生時に迅速な応急対策活動を実施するための活動体制をはじめ、町及び関係機関が実施する様々な応急対策を示した計画です。

## 1 災害応急活動体制

本町では、地震・津波、風水害等の災害発生時に迅速かつ的確な初動対応を実施するため、次の組織、配備体制を確立し、災害応急活動を遂行します。

### ■地震・津波の配備基準及び配備体制の内容

配備体制		配備基準	配備体制の内容
準備体制 災害警戒	警戒初動配備	○本町域において震度4の地震が発生した場合。 ○津波注意報の発表又は津波のおそれがあると判断した場合。	気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制等の初動配備。海岸部からの退避呼びかけ及び巡回。
災害警戒本部	警戒配備(第1配備)	○本町域に災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合。 ○強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めた場合。 ○本町域において震度5弱の地震が発生した場合。 ○津波注意報が発表されたときで、情報収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合。	災害対策本部の前身であって、警戒配備要員をもって情報収集、巡回、連絡等の活動を実施し、状況に応じて次の第2配備に移行できる体制とする。
災害対策本部	第2配備	○本町域において震度5強の地震が発生した場合。 ○津波警報が発表されたときで、情報収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合。 ○大津波警報が発表されたとき。	災害救助の実施に必要な町災害対策本部要員は配置につく。
	第3配備	○本町域に震度6弱以上の地震が発生した場合。 ○町域を含む地域に、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。	全職員が配置につく。

### ■風水害等の配備基準及び配備体制の内容

配備体制		配備基準	配備体制の内容
準備体制 災害警戒	警戒初動配備	○気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合。	気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制等の初動配備。
災害警戒本部	警戒配備	○町の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたことに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき。 ○暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は町域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。	各部の警戒本部要員は配置につく。その他の職員は配置に備え待機する。
災害対策本部	第1配備	○町の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合。	気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され警戒を必要とする場合で、巡回、情報収集、連絡等を担当する人員をもって充てる。



配備体制		配備基準	配備体制の内容
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○暴風、大雨その他異常な自然現象により、町の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合。</li> <li>○大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合。</li> <li>○町の全域又は一部の地域に、災害救助法 の適用を要する災害が発生した場合。</li> </ul>	局地的に重大な災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。
	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害により町の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であつても被害が特に甚大な場合。</li> </ul>	町全域にわたって風水害等の大規模災害の発生がある場合、動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

## 2 災害応急活動

本町では、配備体制を確立し、災害や時期に応じた災害応急活動を実施します。町単独では十分な対応が困難な場合は、県や他市町村、自衛隊等に対して応援や協力を要請します。

### (1)災害状況等の収集・伝達計画

災害が発生又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本町の地域に係る災害情報及び被害状況等を迅速確実に収集し、国、県等への通報及び報告を行います。

### (2)災害広報計画

報道機関等と連携を図り、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者等に配慮の上で、災害の発生場所や被害状況、応急対策の状況、ライフラインの復旧の見通し等の広報を行います。

### (3)自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊法に基づき、自衛隊に災害派遣を要請します。また、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の提供や災害救助又は応急復旧作業に使用する機械等の準備など、自衛隊の活動に協力します。

### (4)広域応援要請計画

大規模な災害が発生し、町単独で十分な応急措置が実施できないときは、県や他の市町村、指定地方行政機関の職員等の応援を要請します。

### (5)避難計画

災害が発生又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民に対して避難のための立ち退きを指示し、住民の安全を図ります。

### (6)観光客等対策計画

滞在中の観光客が災害に遭遇した場合、安全を確保し、無事に帰宅できるよう、観光事業者、関係団体等との連携の下、避難情報の伝達、避難誘導、収容場所の確保等の観光客等対策を推進します。

### (7)要配慮者対策計画

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者名簿を活用し、また、個別避難計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行うなど要配慮者への応急対策を実施します。

### (8)消防計画・救出計画

町は、久米島町消防本部と連携の下、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施します。また、各機関が連携して迅速な救助活動を実施するとともに、住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めます。

### (9)医療救護計画

災害のため医療機能が停止し、著しく不足し、又は混乱した場合に、町、県及び医療関係機関は、緊密に連携し、応急的な医療及び助産、又は乳幼児の救護を行い、罹災者の保護を図ります。

### (10)住宅応急対策計画

災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等を実施します。

### (11)教育対策計画

文教施設又は児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図ります。

### (12)民間団体の活用計画

災害応急対策を実施するにあたり民間団体の支援の必要が認められる場合、町内の作業に適する団体に協力を要請し、必要な人員の確保を行います。

### (13)その他の災害応急対策計画

その他、公共土木施設やライフライン等施設の応急対策のほか、危険物等災害、海上災害、航空機事故、道路事故災害等の災害応急対策を実施します。

## 5 災害復旧・復興計画（地震・津波編、風水害等編）

### 1 災害復旧事業

町は、災害が発生した場合に関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。

### 2 被災者生活への支援計画

町は、被災者の生活相談や罹災証明書の発行等、可能な限り細やかな対応に努めます。また、職業のあつせん、災害弔慰金等の支給、町税の減免、災害住宅融資及び災害公営住宅の建設等、町民が早期に生活の安定を図ることができるよう支援します。

### 3 復興の基本方針等

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指します。

## 久米島町地域防災計画【概要版】

令和5年2月

久米島町役場 総務課

〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地（久米島町役場 2階）

電話：098-985-7121 FAX098-985-7080